

徳島県警察本部告示第二号

徳島県警察本部告示のうち規程形式をとらないものの用字及び用語の整理に関する告示を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

徳島県警察本部長 児玉誠司

一 この告示の施行の際現に制定されている徳島県警察本部告示のうち規程形式をとらないもの（以下「既存告示」という。）の用字及び用語の整理については、既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 表（別表を含む。次項において同じ。）及び様式の番号に用いられている漢数字並びにこれらの番号並びに編、章、節、款、条、項及び号の番号を引用するために用いられている漢数字	アラビア数字
二 既存告示の内容（表を除く。）を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字

- 2 1に掲げるもののほか、既存告示中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項（同項の表一の項から六の項まで、十九の項及び二十の項を除く。）から第四項までの規定の例による。
- 3 1及び2によることが適当でないと認められるときは、徳島県警察本部長（二において「本部長」という。）別に定めるところによる。
- 二 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。